

令和3年3月19日

保護者の皆様へ

文京区子ども家庭部

幼児保育課長 横山 尚人

新型コロナウイルス感染症に対する令和3年度の保育園の運営について

本年度は、新型コロナウイルス感染症への対応から、「家庭保育の協力要請」及び基本保育料の日割還付をはじめとした施策を継続して行ってまいりました。保護者の皆様には、区の運営方針に様々なご意見やご支援をいただき、また、園の職員を激励していただきまして、心より感謝申し上げます。

さて、令和3年度4月からの園運営に当たっては、現在、国の通知において、保育園については原則開所とされていること。また、登園の状況も、概ね通常と変わらない状態に戻ってきていることから、「家庭保育の協力要請」等を行わず、従前の対応となります。なお、このことは、令和3年度新規入園申請に際して、コロナ禍において保育の必要性をあらかじめ判断いただけるよう、昨年11月にも通知しております。

新年度も、これまでと同様、手洗いや健康管理、換気等の徹底した感染症対策に取り組むとともに、保護者の皆様、保育園、そして区が”心密”な関係を築くことで共に困難を乗り越え、子どもたちにとって安心でき、楽しく過ごせる保育に努めてまいります。

つきましては、下記について、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 「家庭保育の協力要請」及び基本保育料の日割還付について

令和3年4月以降は、「家庭保育の協力要請」及び自主的な休園に対する基本保育料の日割還付は行いません。ただし、新型コロナウイルス感染症の発生等により保育園が臨時休園となった場合は休園期間を日割還付の対象とし、その際の罹患者及び濃厚接触者となった園児の休園についても対象とする予定です。

また、新型コロナウイルス感染症の予防を目的とした自主的な休園に対する基本保育料の日割還付は行いませんが、2か月の休園期間の上限は適用せず、2か月を超えた場合も退園とはいたしません。(休園届の提出も不要です。園に直接お知らせください。)

2 入園時に育児休業中の方の職場復帰について

本年度に実施している、育児休業の延長に伴う職場復帰の期間延長は実施いたしません。従来のとおり、入園した月の末日までに職場に復帰していただくようお願いいたします。

3 求職活動要件で入園された方及び離職・失業等の就労開始期限について

従来のとおり、入園した月から原則3か月以内の就労をお願いいたしますが、感染症の状況や社会情勢及び国等の方針等により個別に判断いたしますので、必要な方は幼児保育課までご相談ください。

また、就労要件で入園された方が、新型コロナウイルス感染症に関連して離職・失業等された場合の再就労の期限につきましても同様といたします。(但し、転園申請等の場合は、求職活動中の要件となります。)

※今後の感染状況等によっては、今回の取扱いを変更する場合があります。

4 お問い合わせ

◎区立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 幼児保育係（電話 03-5803-1189）

◎私立保育園に関すること

子ども家庭部幼児保育課 保育施設指導担当（電話 03-5803-1845）

◎基本保育料還付（返金）、在園資格に関すること

子ども家庭部幼児保育課 入園相談係（電話 03-5803-1190）